

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市霊堂条例 昭和40年3月30日条例第15号 (使用料)</p> <p>第5条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可の際、使用料として、1体につき、<u>32,590円</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p>	<p>○川崎市霊堂条例 昭和40年3月30日条例第15号 (使用料)</p> <p>第5条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可の際、使用料として、1体につき、32,000円を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p>